委　託　契　約　書　（案）

島根県（以下「委託者」という。）と○○○○（以下「受託者」という。）とは、個人防護具保管管理業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託の内容）

第１条　委託者は、個人防護具（以下「物品」という。）の保管及び管理に関する業務（別表第１に定める確保数量に相当する保管容量の確保及び維持、物品の保管、在庫管理、期限管理、棚卸し、報告、第３条第３項に規定する入出庫作業の受入れその他これらに付随する業務をいう。以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

２　物品の医療機関等その他委託者が指定する配送先までの運搬は、委託業務に含まない。

（委託業務の処理方法）

第２条　受託者は、別添仕様書により、委託業務を処理しなければならない。

２　受託者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、委託者の指示を受けるものとする。ただし、当該指示により委託業務の内容、委託料又は委託期間に変更が生じる場合は、第 16 条の規定によるものとする。

３　受託者又は受託者が物品を保管させる倉庫業者（倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第３条の登録を受けた者をいう。以下同じ。）が定める倉庫寄託約款その他の約款に本契約又は仕様書と異なる定めがあるときであっても、委託者と受託者との間においては、本契約及び仕様書の定めによる。

（入出庫作業の取扱い）

第３条　物品の入庫、出庫、小分けその他物品の入出庫に係る作業（以下「入出庫作業」という。）は、委託業務に含まない。

２　委託者は、入出庫作業を本契約とは別に発注する。この場合において、委託者は、受託者に見積りを求めることができる。

３　受託者との間で入出庫作業の契約が成立しないとき、又は受託者が入出庫作業を行うことができないとき（有事（仕様書第３条第七号に規定する有事をいう。）において受託者による作業だけでは間に合わないと委託者が認めるときを含む。）は、受託者は、委託者及び入出庫作業者（委託者から入出庫作業を受注した者のうち受託者以外の者をいう。以下同じ。）が、仕様書に定めるところにより、保管施設に立ち入り、入出庫作業を行うことを受け入れ、これに協力しなければならない。

４　受託者は、正当な理由なく、物品の入庫又は搬出を拒み、又は妨げてはならない。

5　入出庫作業に要する費用は、次条の委託料に含まない。

（委託料）

第４条　委託料は、保管料とする。

2　保管料は、別表第１に定める各段階の確保数量に相当する保管容量を確保し、当該容量を委託業務のために利用可能な状態に維持すること（前条第３項の受入れ及び協力を含む。）の対価とし、現に保管する物品の数量にかかわらず、次項及び第４項に定めるところにより算定する。

3　保管料の単価は、入札により決定した１パレット１月当たりの額とし、金　　円（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。以下「契約単価」という。）とする。

4　各月の保管料（以下「月額税抜委託料」という。）は、契約単価に、当該月の各日における算定パレット数（次条第５項に規定する算定パレット数をいう。）の合計（以下「延べパレット日数」という。）を当該月の日数で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5　委託者は、各月、月額税抜委託料に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を、委託料として受託者に支払う。

6　前項の消費税及び地方消費税に相当する額は、月額税抜委託料について、適用される税率ごとに法令所定の税率を乗じて算定するものとし、その算定により１円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

7　第１段階の確保開始日の前日までの期間については、保管料は生じないものとする。

8　契約単価に別表第１に定める延べパレット月数の合計を乗じて得た額（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）を、契約金額とする。

（委託期間及び保管容量の確保）

第５条　委託の期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結日から令和 13 年３月 31 日までとする。

2　受託者は、別表第１に定める段階ごとに、同表に定める確保開始日までに、当該段階の確保数量に相当する保管容量の確保を完了し、委託期間の末日まで、これを維持しなければならない。

3　受託者は、各段階の確保開始日の 14 日前までに、保管施設の名称及び所在地並びに保管施設ごとに確保する保管容量を、書面により委託者に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　受託者は、各段階の保管容量の確保を完了したときは、直ちに書面により委託者に報告しなければならない。委託者は、当該報告を受けたときは、必要に応じて保管施設の確認を行い、確保の完了を確認したときは、確保が完了した日（確保開始日前に完了したときは、確保開始日。以下「確保完了日」という。）を書面により受託者に通知するものとする。

5　各日における保管料の算定に用いるパレット数（以下「算定パレット数」という。）は、当該日において確保開始日が到来している段階のうち最も後の段階について別表第１に定める確保数量とする。ただし、受託者が確保開始日までに当該段階の確保数量に相当する保管容量の確保を完了しなかったときは、当該確保開始日から確保完了日の前日までの各日における算定パレット数は、その前の段階の確保数量（第１段階にあっては、ゼロ）とする。

6　委託者は、物品の調達の状況その他の事情により必要があると認めるときは、受託者と協議の上、第 16 条の規定により、各段階の確保開始日を変更することができる。

7　受託者は、確保開始日までに保管容量の確保を完了することができないおそれがあるときは、直ちにその理由及び確保の見込みを委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

8　受託者は、確保した保管容量を、物品が保管されていない部分を含め、委託業務以外の用途（他の寄託者の物品の保管を含む。）に使用してはならない。

（契約保証金）

第６条　受託者は、契約金額（第４条第８項に規定する契約金額をいう。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 100 分の 10 以上の契約保証金を委託者に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 69 条の２各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

（善管注意義務）

第７条　受託者は、善良な管理者の注意をもって物品を保管し、委託業務を遂行しなければならない。

（報告及び実地調査）

第８条　委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対し、委託業務の実施状況、物品の保管状況、在庫管理状況その他必要な事項について報告を求め、又は保管施設その他委託業務の実施場所に立ち入り、調査若しくは確認を行うことができる。

2　受託者は、前項の報告、調査又は確認に協力しなければならない。

（委託業務完了報告）

第 9 条　受託者は、第 1 段階の確保開始日の属する月以後の各月の業務終了後、翌月 10 日までに「委託業務結果月次報告書（任意様式）」（以下「月次報告書」という。）を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、 3 月分については、委託者が別に指定する期日までに提出するものとする。

2　月次報告書の記載事項は仕様書の定めるところによる。

（検査）

第 10 条　委託者は、前条第 1 項の規定により月次報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に当該月に係る委託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2　受託者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3　委託者は、前項の規定により補正が行われたときは、当該補正が完了した日から 10 日以内に再検査を行わなければならない。

（委託料の支払）

第 11 条　委託者は、前条第 1 項又は第 3 項の検査を終了した後、受託者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

（履行遅滞）

第 12 条　受託者は、正当な理由によらないで第 5 条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、委託者が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年 3.0 パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第 3 項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を委託者に支払わなければならない。

2　委託者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年 3.0 パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3　委託者が第 10 条第 1 項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、委託者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年 3.0 パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第 13 条　受託者は、その責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、受託者が物品の保管の責任を負う期間（仕様書第 13 条第 1 項に規定する期間をいう。）中に、物品を滅失し、き損し、若しくは汚損し、又は所在不明としたときの賠償は、同等品による補充又は委託者が認める方法によるものとし、金銭による賠償の額は、当該物品と同等の物品を調達するために通常要する額（再調達価額）その他委託者に生じた損害の額を基準として、委託者及び受託者が協議して定める。

3　受託者は、物品の滅失、き損、汚損又は所在不明が地震、津波、風水害その他の天災地変その他の不可抗力によるものであることを証明したときは、当該損害について賠償責任を負わないものとする。ただし、受託者が本契約又は仕様書に定める義務を履行しなかったこと、又は受託者の注意義務違反により損害が発生し、又は拡大した場合は、当該発生し、又は拡大した損害については、この限りでない。

4　受託者は、前項に規定する不可抗力が発生した場合においても、速やかに委託者に報告し、被害の拡大防止及び物品の保全のために必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第 14 条　受託者は、本契約の履行に関して知り得た委託者の業務上の情報、物品の数量、保管場所、在庫状況、入出庫の状況その他委託業務に関する情報その他公にされていない情報を、委託者の承諾なく第三者に漏らし、又は本契約の目的外に使用してはならない。

2　前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても適用する。

（個人情報等の保護）

第 15 条　受託者は、本契約による業務を処理するための個人情報等の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約内容の変更等）

第 16 条　委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更し、又は委託業務の履行を一時中止させることができる。

2　前項の規定により委託料を変更するときは、委託者と受託者とが協議して定める。

（協議解除）

第 17 条　委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、本契約を解除することができる。

2　委託者は、前項の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（債務負担行為に係る契約）

第 18 条　本契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定による債務負担行為に基づき締結するものであり、各年度における委託料の支払は、当該年度の歳出予算の範囲内において行うものとする。

（契約の解除）

第 19 条　委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　受託者が、委託者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき

(2)　受託者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき

(3)　受託者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

(4)　受託者が、正当な理由がなく、第 3 条第 3 項の受入れ若しくは協力を行わず、又は同条第 4 項の規定に違反したとき

(5)　受託者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき

(6)　受託者が本契約に違反し、委託者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき

(7)　前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき

(8)　受託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

2　委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

（違約金）

第 20 条　受託者は、前条の規定により、本契約を解除されたときは、契約金額（第 4 条第 8 項に規定する契約金額をいう。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2　委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

（業務終了時等の引継ぎ）

第 21 条　受託者は、本契約が終了し、又は解除された場合において、委託者又は委託者が指定する者が物品の保管及び管理を継続できるよう、在庫情報、保管場所、入出庫履歴その他必要な資料の提供、物品の搬出への協力その他必要な引継ぎを誠実に行わなければならない。

2　前項の引継ぎの具体的な内容、方法及び時期は、委託者の指示に従うものとする。

3　受託者は、引継ぎが完了するまでの間、善良な管理者の注意をもって物品を保管しなければならない。

（権利の譲渡等）

第 22 条　受託者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第 23 条　受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2　受託者が、物品の保管を他の倉庫業者の施設において行わせようとするときは、前項ただし書の承諾を要する。当該倉庫業者又は施設を変更しようとするときも、同様とする。

3　第 1 項ただし書の承諾を受けて再委託を行う場合においても、受託者は、本契約に基づく一切の責任を免れない。この場合において、受託者は、再委託先に本契約上の義務を遵守させなければならず、当該保管施設は、仕様書に定める保管施設の要件を満たさなければならない。

（費用負担）

第 24 条　本契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

（協議）

第 25 条　本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、委託者及び受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和　　年　　月　　日

委託者　島根県松江市殿町 1 番地
島根県
島根県知事　　丸山　達也

受託者

別表第１（確保数量等）

年度	確保する段階（確保開始日）	確保数量（累計）	延べパレット月数	保管料（税抜）
令和８年度	第１段階（令和９年３月１日）	42 パレット	42	金　　円
令和９年度	－	42 パレット	504	金　　円
令和 10 年度	第２段階（令和 10 年４月１日）	84 パレット	1,008	金　　円
令和 11 年度	第３段階（令和 11 年４月１日）	126 パレット	1,512	金　　円
令和 12 年度	第４段階（令和 12 年４月１日）	168 パレット	2,016	金　　円
合計	－	－	5,082	金　　円

備考

１　確保数量は、各段階の確保開始日から委託期間の末日までの間において受託者が委託業務のために確保すべき保管容量の累計の数量とし、各段階の確保数量は、前の段階の確保数量に 42 パレットを加えた数量とする。

２　確保数量は、受託者が委託業務のために確保すべき保管容量を示すものであり、物品の保管数量を保証するものではない。保管料は、各段階の確保開始日から当該段階に係る物品が入庫するまでの間を含め、現に保管する物品の数量にかかわらず、第４条に定めるところにより算定する。

３　延べパレット月数は、各年度における確保数量に当該年度において確保すべき月数（令和８年度にあっては１月、令和９年度から令和 12 年度までの各年度にあっては 12 月）を乗じて得た数とし、保管料（税抜）欄の額は、契約単価に延べパレット月数を乗じて得た額とする。合計欄の保管料（税抜）の額は、第４条第８項に規定する契約金額とする。

４　前項の規定にかかわらず、第５条第５項ただし書に該当する場合又は年度の中途において契約が終了した場合の各年度の保管料は、第４条第４項に定めるところにより算定した各月の保管料の合計額とする。

５　保管料には、仕様書に定める委託業務（入出庫作業の受入れを含む。）の実施に通常必要となる人員、設備及びシステムに係る費用を含むものとする。入出庫作業に要する費用は、保管料に含まない。

６　確保数量を変更する必要が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、変更契約によりこれを定めるものとする。

別記

個人情報等取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受託者は、個人に関する情報その他の非公開情報（島根県情報公開条例（平成 12 年島根県条例第 52 号）に規定する非公開情報をいう。）及び委託者がこれと同等の取扱いが必要と認める情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人及び法人その他の団体の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第３　受託者は、この契約による業務を行うために個人情報等を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第４　受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第５　受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報等が記録されている媒体の管理、個人情報等を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

（責任体制の整備）

第６　受託者は、第５の個人情報等の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第７　受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

２　受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行

わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3　受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（再委託）

第8　受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

2　受託者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

⑴　再委託の相手方の名称

⑵　再委託が必要な理由

⑶　再委託を行う業務の内容

⑷　再委託の相手方において取り扱う個人情報等

⑸　再委託の相手方に求める個人情報等の安全管理措置の内容

⑹　再委託の相手方の監督方法

3　再委託を行う場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4　受託者は、再委託をする業務における個人情報等の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

（業務従事者への周知）

第9　受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第10　受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（返還、消去及び廃棄）

第 11　受託者は、この契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人情報等又は受託者自らが取得した個人情報等が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときに、委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還し、消去し、又は廃棄するものとする。

（定期報告及び緊急時報告）

第 12　受託者は、委託者から、個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

（監査等）

第 13　委託者は、この契約による業務に係る個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証し、及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。受託者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2　委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報の提供を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3　前 2 項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

（漏えい等事案が発生した場合の対応）

第 14　受託者は、この契約による業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容及び件数並びに事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2　受託者は、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3　委託者は、この契約による業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第 15　委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2　受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第 16　受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容若しくは法令に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。